

旭川市における福祉輸送ニーズと福祉有償運送の必要性について

市内の福祉輸送ニーズの推計にあたり「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送の在り方調査(H21.3国土交通省)」に基づき推計した。

【推計方法概要】

- 1 市内における福祉輸送ニーズ量の推計（福祉輸送を必要とする方が一日あたり何回外出を必要とするか）
 - 2 市内における需要量を推計（1の輸送を行うにあたり、必要な車両数はどれくらいか）
 - 3 市内における供給量の推計（市内の福祉輸送の供給車両数はどれくらいか）
- ∴ 2 需要量が 3 供給量 を上回るのであれば、市内における福祉輸送サービスが不足
 2 需要量が 3 供給量 を下回るのであれば、市内における福祉輸送サービスが充足していると判断する。

1 福祉輸送ニーズ量の推計

Step 1 検討対象者数の推計

市内移動制約者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護・要支援者）について、異なる区分で重複して計上される者を除き、検討対象者（実人員）数を推計。

利用者区分	人数
身体障害者	15,726
知的障害者	2,992
精神障害者	2,117
要介護・要支援者	15,648
計	36,483

Step 2 福祉輸送サービスの利用対象者数の推計

福祉輸送サービスは、移動制約者のすべてが必要としているわけではないため、福祉輸送サービスを必要とする者の比率を乗じて「利用対象者数」を推計。

利用者区分	人数	利用対象者数
身体障害者	15,726	4,895
知的障害者	2,992	1,940
精神障害者	2,117	1,555
要介護・要支援者	15,648	8,514
計	36,483	16,904

Step 3 福祉輸送サービスの利用対象者の総外出回数の推計

「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書」で示された簡便な推計方法に基づき、「利用対象者数」が週2回外出するものとして、一日当たりの総外出回数を推計。

利用者区分	人数	利用対象者数	総外出回数	
				うち全部介助
身体障害者	15,726	4,895	1,404	784
知的障害者	2,992	1,940	556	337
精神障害者	2,117	1,555	445	64
要介護・要支援者	15,648	8,514	2,440	629
計	36,483	16,904	4,845	1,814
トリップ数変換（通常往復のため2倍）⇒			9,690	3,628

旭川市における福祉輸送ニーズと福祉有償運送の必要性について

2 必要な供給量の推計

必要な供給量の推計に当たっては、利用対象者の総トリップ数（総外出回数×2）を、1台の車両当たりサービス供給可能なトリップ数で除して求める。なお、利用対象者のうち、福祉輸送サービスの必要度がより高いと考えられる外出時に全部介助が必要な対象者の総トリップ数に基づいて必要な供給量を推計した。

(1) 1台当たり1日のサービス供給可能トリップ数の設定

「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査報告書」で示された簡便な推計方法に基づき、午前1往復（2トリップ）、午後1往復（2トリップ）、プラス1トリップの運行を想定して、1台当たりの1日最大供給可能回数（5トリップ）を採用した。

(2) 供給量推計の結果

ケース1

全部介助者に対応する場合

必要な供給量（台数）

3,628	トリップ	／	5	トリップ	⇒	726	①
-------	------	---	---	------	---	-----	---

ケース2

ケース1のうち、自家用車及び公共交通機関の利用者（65.2%）を除いた場合

必要な供給量（台数）

3,628	トリップ	×	0.348	／	5	トリップ	⇒	253	③
-------	------	---	-------	---	---	------	---	-----	---

※東京都杉並区調査「外出中の見守りが常時必要な対象者のうち、徒歩、自転車、自家用車、公共交通機関（鉄道・バス）の利用者」の

∴必要な供給量は、外出時に全部介助が必要な対象者に対応した場合を上限とし、外出時に全部介助が必要な者のうち、自家用車及び公共交通機関の利用者を除いた場合を下限值とし、253台から726台と推計した。

3 旭川市地域の福祉輸送の供給量

(1) 福祉事業限定 143台 ※ぶら下がり白含む

考え方：福祉輸送事業限定の車両は移動制約者の輸送に充てられるものとした。

(2) 福祉有償運送 17台

考え方：R3.12末時点の運行台数（セダン型含む）はすべて移動制約者の輸送に充てられるものとした。

∴(1)及び(2)の合計を移動制約者に対する福祉輸送の現状の供給量として、160台と認定した。

必要性の判断	2の需要量253台（下限值）に対し、3の供給量が160台であり、全部介助を要する移動制約者の福祉輸送ニーズに限定しても、実際の供給量は需要量（下限值）に達していない。このことから、依然、福祉輸送サービスは需要に対し供給が不足していると判断できるため、本市地域における福祉有償運送の必要性は認められるものと推測する。
--------	---